

# 強者の戦略

## 【はじめに】

さて、前回の問題はいかがでしたか？現段階で、本格的に受験勉強を始めている人は少ないと思いますが、今の皆さんの知識で、どこまで答案を作成できるかがわかっていただければ結構です。今の段階で満点の答案を書くことよりも、答案作成を通して、自分の知識や学力を自覚することが大切です。つまり、書くという習慣を身につけて欲しいのです。

ところで、今回の問題はビジネス基礎の受験生を対象に出題していますが、政経受験者にとっても必要な内容ですので、どこまで理解しているか、一度確認の上でも解いて欲しいと思います。

では、解答・解説を行います。

## 【解答例】

### 問1

持株会社とは、他の株式会社の株式を大量に保有して、その株式会社を支配することを主な目的とする会社。(49字)

### 問2

日本では、M&Aによる企業のリストラや新規事業への進出に際しては、独占禁止法が足枷あしかせになるとして、産業界から持株会社設立の解禁を求める要望があった。その結果、1995年の政府の規制緩和計画に3年以内の見直しが盛り込まれ、1997年6月には持株会社解禁を織り込んだ独占禁止法改正案が可決成立し、持株会社の解禁が実現した。しかし、持株会社には問題点もあり、例えば、担当する事業の成長に邁進することを要求される事業子会社は、自主性、主体性を高め、親会社に対して遠心力を働かせることになり、それだけ企業グループの経営の求心力は低下することになる。また、現行の税制では会社間の損益通算が認められない。したがって、黒字の事業部と赤字の事業部に分社して別々の事業子会社を設立した場合、一般に税負担が増加する。(345字)

## 【解説】

### 1. 持株会社禁止から解禁へ

日本では、戦後、持株会社であった財閥が解体されて以来、独占禁止法（正式名称は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」）によって、事業支配力の過度の集中による弊害を防止して、自由な企業間の競争を確保することを目的として、原則として持株会社の設立は禁止されていた。

しかし、解答例にも書いたように、産業界からの強い要望により政府は独占禁止法改正を行い、持株会社の解禁をしました。

注：解禁以前にも、次のような事業持株会社の設立は、認められていました。



### 2. 持株会社のメリット

問題では、問題点（デメリット）を出題しましたが、ここでは長所（メリット）について説明します。

#### (1) 部門の実態に応じた労働条件を確立できる

持株会社が独立させた各社間の統制をとることによって、各部門によって異なる年齢構成や給与体系、勤務時間、休日のとり方などを検討し、その会社の実態に応じた労働条件に改定することができます。

例えば、

- 24時間稼働のコンピュータ会社
- 日曜出勤の不動産会社
- 許認可の必要な運送会社、倉庫会社
- 小回りのきく修繕サービス会社

などにはメリットがあります。

#### (2) リスクを回避できる

持株会社が各社間の統制をとることによって、リスクが組織全般に及ばないようにリスクを分散・遮断し、リスクの回避を図ることができます。

# 強者の戦略

例えば、

- 研究開発会社
- 新規分野へ進出する会社
- 損害賠償請求を受けるおそれのある会社

などにはメリットがあります。

(3) コスト意識を認識させ、かつ、業績評価が明確になる

持株会社が各社間の統制をとることによって、各部門を独立の会社として運営させるので、各社のコスト意識を認識させると同時に、各社の業績評価を明確にできます。

例えば、

- 金利負担により資金の効率的運用を図る
- 減価償却費の負担により設備投資の効果を意識化
- 人件費負担により人員削減と効率化の達成意識
- 不良在庫、不良債権の適正処理により適正な財政状態と経営成績の把握に努める

などです。

(4) 各社間の摩擦が解消できる

経営風土、歴史、従業員気質、社風などが異なる会社が合併して一つの会社になるには摩擦があります。

そこで、合併しないで持株会社が両社を統制することによって、合併と同様な効果を発揮させることができます。

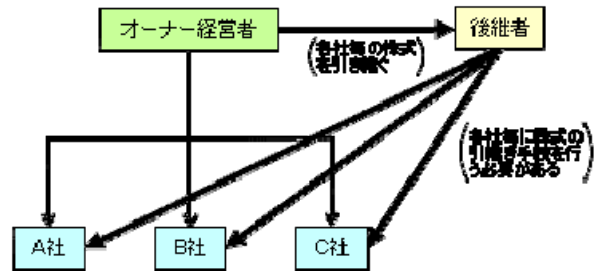
(5) 事業承継や相続税対策として活用できる

その他にも、事業承継や相続税対策のために、持株会社を設立して活用する方法もあります。

事業承継とは、オーナー経営者が経営権を後継者に引き渡すことをいいます。

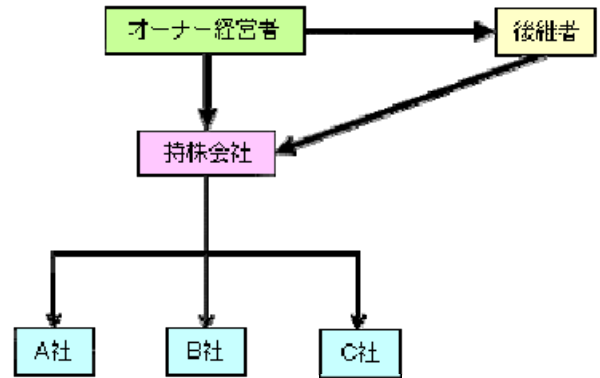
具体的には、企業の株式を後継者に譲る（売買、相続、贈与などで）ことですが、企業グループを形成している場合には、各社毎に株式の引継ぎを要しますので、複雑で、かつ、面倒な手続きを要します。また、全社すべての足並みがそろわないこともあり、事業承継が不完全な形になることも考えられます。

【図解】オーナー経営者による経営権の引継ぎ（通常の場合）



企業グループを統括する持株会社を作っておくと、各社毎に株式の引継ぎを行う必要がありません。

【図解】持株会社がある場合のオーナー経営者の経営権の引継ぎ



## 3. 金融持株会社

金融持株会社とは、銀行、証券会社、保険会社などを子会社として保有する持株会社のこと。米国では、銀行持株会社が一般的に用いられてきましたが、日本でも、1997年の独占禁止法の改正により純粋持株会社が解禁されたため、金融持株会社組織で多様な金融業務を営むことが可能となりました。

この金融持株会社は、日本版金融ビッグバンの具体的な施策として行われたものです。

日本版金融ビッグバンとは、大規模な金融規制制度改革のことであり、当時、日本の金融システムは銀行を使った間接金融による護送船団方式がとられていましたが、金融ビッグバンにより大胆な規制改革を行い、銀行業・保険業・証券業などの代理行解

# 強者の戦略

禁などの規制改革が主な内容でした。スローガンは「フリー(Free)」「フェア(Fair)」「グローバル(Global)」の3つです。

持株会社の関連事項として、金融持株会社を取り上げましたが、センター試験の現代社会や政治・経済においては重要事項ですので、この科目で受験する人は理解しておくように！

では、解説はこの辺りで終わることにします。

最近は気温の変化が大きいので、風邪などひかないように、受験勉強だけでなく体調管理も万全に！